
国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民基本台帳法施行令改正による 住民記録システム標準仕様書等の検討

令和6年9月6日

目次

1. 第25回住民記録システム等標準化検討会の主な論点
2. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民基本台帳法施行令改正の概要
3. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民記録システムにおける変更内容
4. その他仕様書修正内容
5. 各業務システム標準仕様書等における正誤表対応

1. 第25回住民記録システム等標準化検討会の主な論点

- 第25回検討会では主に住民記録システムでは**2**点、戸籍附票システムでは**1**点の内容について修正する予定です。

	論点	概要
1	【住民記録】 住民基本台帳施行令の一部改正（健康保険者証とマイナンバーカード一体化）に伴う対応	住民基本台帳施行令の一部改正を踏まえ、住民記録システム標準仕様書の機能要件について修正を行う。（詳細はp4,5,6）
2	【住民記録】 カード用署名用電子証明書シリアル番号に関する機能の削除について	自治体が住民から電子申請を受け付ける場合には、当該申請に付されているカード用署名用電子証明書の検証を行うに当たり、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号の提供をJ-LISから受けることができ、住民記録システムで保持しているカード用利用者証明用電子証明書シリアル番号と照合することで申請者の特定を行うことができる。そのため、住民記録システムでカード用署名用電子証明書を保持する機能の必要性について意見があり、検討を行った結果、削除することとする。
3	【戸籍附票】 標準仕様書と機能・帳票要件一覧の記載内容を整合性をとる対応	標準仕様書において、既に記載済みであった内容（2.1.3基本検索）が機能・帳票要件一覧では記載されておらず、機能・帳票要件一覧においても機能の追記を行う。

2. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民基本台帳法施行令改正の概要

①趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行（令和 6 年12月 2 日施行分）に伴い、住民基本台帳法施行令について所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるもの。

②住民基本台帳法施行令の改正概要

改正箇所	法の委任根拠	改正概要
第12条	(第41条)	国民健康保険法の改正に伴う形式的な規定の整備を行う。
第27条	第28条	被保険者証と被保険者資格証明書の廃止に伴い、特別療養費の支給対象世帯の把握を目的とする付記事項の追加その他規定の整備を行う。
第30条	第41条	被保険者証及び被保険者資格証明書の廃止と、それに伴う資格確認書の交付開始に係る規定の整備を行う。

③施行期日

- 公 布 日：令和 6 年 8 月14日
- 施行期日：令和 6 年12月 2 日



個人番号カードと健康保険証等の一体化に伴い、被保険者証と被保険者資格証明書を廃止することになったため、仕様書及び関連する資料を修正する。

3. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民記録システムにおける変更内容 全国意見照会意見数内訳

- 各仕様書において、受領意見数及び内訳を下記に示します。

全国照会意見内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	修正なし	重複等
住民記録システム	14	1	－	5	8
戸籍附票システム	1	－	－	1	－

3. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民記録システムにおける変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化にかかる対応の実施 被保険者証廃止に伴う、仕様書記載内容の変更を行う。	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携 【実装不可機能】 (前略) 以下の項目について、住民記録システムから他のシステムの最新情報が照会できること。 ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項 ・国民健康保険の被保険者証の記号・及び番号 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・介護保険の被保険者証の番号 ・米穀の配給の受給に関する情報 【考え方・理由】 (前略) 国民健康保険の被保険者証の記号・及び番号、後期高齢者医療の被保険者証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2－1－(2)－ノにおいて、任意事項の例として挙げられているが、市区町村のニーズが低いため不要。 (後略)

3. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民記録システムにおける変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化にかかる対応の実施 - 被保険者証廃止に伴い、通知文の記載を改める。 - 全国意見照会でのご意見により記載を一部修正。	20.5.3. 世帯主変更依頼通知書（帳票レイアウト） 世帯主変更依頼通知書 現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続が必要な状態です。 つきましては、令和 年 月 日までに世帯主変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。 手続に際しては、窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。 また、市町村（特別区を含む）の国民健康保険に加入されている方で、は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を併せて御持参ください。 20.5.3. 世帯主変更依頼通知書（諸元表） 通知文③ 通知文②の1行下に「また、市町村（特別区を含む）の国民健康保険に加入されている方で、<u>資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を併せて御持参ください</u>は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。」と記載

3. 国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う住民記録システムにおける変更内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

凡例

青字下線：追加

赤字取消線：削除

住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント 住民記録システム標準仕様書修正内容

3

国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化にかかる対応の実施

- 被保険者証廃止に伴い、帰化・国籍取得・国籍喪失に係る届出書類について、国民健康保険被保険者証の記載を資格確認書に修正する。

4.5.3 帰化（業務フロー） 4.5.4 国籍取得（業務フロー） 4.5.5 国籍喪失（業務フロー）

住民 異動者

(※帰化の届出)
帰化届
帰化者の身分証明書
国民健康保険の資格確認書
個人番号カード

(※国籍取得の届出)
国籍取得届
国籍取得証明書
国民健康保険の資格確認書
個人番号カード

(※国籍喪失の届出)
国籍喪失届
戸籍全部事項証明書
国籍喪失を証明する書類
国民健康保険の資格確認書
個人番号カード

窓口
住民担当課
バックヤード

開始 → ① 内容確認 → ② 本人確認 → ③ 受理 → ④ 入力照会 → ⑤ 市町村通知等 → ⑥ 終了

入力確認票

住民記録システム
住民ネットCS
本人確認情報

市町村通知情報

出入国在留

【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件
 (※帰化の届出、国籍取得の届出)
 ① 4.5.3 帰化
 4.5.4 国籍取得
 4.1.4.3 事実上の世帯主
 8.2.2 申請受理処理
 (※国籍喪失の届出)
 ② 4.5.5 国籍喪失
 4.1.4.3 事実上の世帯主
 (※共通)
 ③ 7.1.1.1 CSへの自動送信
 ④ 4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信

4. その他仕様書修正内容

4-1. 住民記録システムにおけるその他修正点

- 住民記録システム標準仕様書における国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化にかかる対応以外の修正点について下記に示します。

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	シリアル番号変換可能に伴うデータ管理項目および自動取込機能の削除 自治体が住民から電子申請を受け付ける場合には、当該申請に付されているカード用署名用電子証明書の検証を行うに当たり、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号の提供をJ-LISから受けることができ、住民記録システムで保持しているカード用利用者証明用電子証明書シリアル番号と照合することで申請者の特定を行うことができる。そのため、住民記録システムでカード用署名用電子証明書を保持する機能の必要性について意見があり、検討を行った結果、削除することとする。	1.1.1 日本人住民データの管理 【実装必須機能】 【住民票のその他の項目】 (前略) ・カード用署名用電子証明書シリアル番号 ・カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 1.1.2 外国人住民データの管理 【実装必須機能】 【住民票のその他の項目】 (前略) ・カード用署名用電子証明書シリアル番号 ・カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得 【実装必須機能】 住基ネット回線経由でカード用署名用電子証明書及びカード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を職員の手を介することなく自動で取り入れること。 【考え方・理由】 当該機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、総務省が策定した「申請管理システム標準仕様書」に基づく、申請管理機能への連携のため必要となるものである。

4. その他仕様書修正内容

4-2. 戸籍附票システムにおけるその他修正点

- 戸籍附票システム標準仕様書における国民健康保険被保険者証のマイナンバーカード一体化にかかる対応以外の修正点について下記に示します。

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2	標準仕様書記載内容と別紙_機能・帳票要件一覧記載内容の齟齬の修正 標準仕様書において記載された実装必須機能について、別紙_機能・帳票要件一覧に記載がされていなかったため、改めて別紙_機能・帳票要件一覧に機能要件として記載する。	2.1.3 基本検索 【実装必須機能】 氏名・氏名の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、消除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 別紙_機能・帳票要件一覧 【機能要件】 氏名・氏名の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、消除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 <u>上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。</u>

5. 各業務システム標準仕様書等における正誤表対応

- 住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システムについて、仕様書等記載内容に誤記があったため、訂正を実施しました。
- 訂正箇所については、別紙各業務システム標準仕様書正誤表において整理しています。

(参考) 住民記録システム標準仕様書正誤表 (一部抜粋)

住民記録システム標準仕様システム【第5.1版】正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
1	住民記録システム標準仕様書【第5.1版】	第3章 機能要件 1 管理項目 1.1.9 年月日の表示	-	【考え方・理由】 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、二次元コード(JIS X 0510)により規格制定されているものをいう。以下同じ。)化やOCR読み込みで支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記すること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。	【考え方・理由】 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、二次元コード(JIS X 0510)により規格制定されているものをいう。以下同じ。)化やOCR読み込みで支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記すること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。	機能帳票要件の記載との平仄合わせのため訂正	
2	住民記録システム標準仕様書【第5.1版】	第3章 機能要件 1 管理項目 1.1.11 続柄	-	【実装必須機能】 外国人住民の続柄については、世帯主との続柄を証する文書(戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているもの)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書によって確認した世帯主との続柄とすること。	【実装必須機能】 外国人住民の続柄については、世帯主との続柄を証する文書(戸籍法)に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているもの)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書によって確認した世帯主との続柄とすること。	機能帳票要件の記載との平仄合わせのため訂正	